

令和5年塩尻市議会12月定例会提出案件について

I 提出案件数

提出案件	19件
条例案件	3件
事件案件	8件
決算案件	1件
予算案件	5件
報告案件	2件

II 提出案件の概要

【条例案件】

1 塩尻市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(1) 提案理由

人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて、一般職の職員、常勤の特別職の職員及び議会の議員の給与改定を行うことに伴い、必要な改正をするものです。

(2) 概要

ア 一般職の職員の各給料表の給料月額について、初任給を始め若年層に重点を置いて引き上げるもの

イ 在宅勤務等を中心とした働き方をする一般職の職員について、在宅勤務等手当を新設するもの

ウ 期末手当及び勤勉手当の年間の支給割合を次のように改めるもの

(ア) 一般職の職員のうち特定幹部職員以外の職員

期末手当の支給割合を「100分の240」から「100分の245」に、勤勉手当の支給割合を「100分の200」から「100分の205」に引き上げるもの

(イ) 一般職の職員のうち特定幹部職員

期末手当の支給割合を「100分の200」から「100分の205」に、勤勉手当の支給割合を「100分の240」から「100分の245」に引き上げるもの

- (ウ) 定年前再任用短時間勤務職員のうち特定幹部職員以外の職員
期末手当の支給割合を「100分の135」から「100分の137.5」に、勤勉手当の支給割合を「100分の95」から「100分の97.5」に引き上げるもの
- (エ) 定年前再任用短時間勤務職員のうち特定幹部職員
期末手当及び勤勉手当の支給割合を「100分の115」から「100分の117.5」に引き上げるもの
- (オ) 常勤の特別職の職員及び議会の議員
期末手当の支給割合を「100分の330」から「100分の340」に引き上げるもの

(総務人事課)

2 塩尻市組織条例等の一部を改正する条例

(1) 提案理由

第六次塩尻市総合計画の基本戦略を効果的に推進するとともに、将来を見据えた自治体経営を行うため、組織機構を再編することに伴い、必要な改正をします。

(2) 概要

- ア 市長の権限に属する事務を分掌するために置く内部組織を、4部4事業部から9部とするもの
- イ 市民生活事業部を市民地域部に、健康福祉事業部を健康福祉部に、産業振興事業部を商工観光部に、建設事業部を建設部に、生涯学習部を交流文化部にそれぞれ改称するとともに、新たに農林部を設け、各部及び各事業部の分掌事務を再編するもの

(企画課)

3 塩尻市塩嶺体験学習の家条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由

施設の利用促進及び運営の効率化並びに利用者へのサービスの向上を図るため、民間事業者等の能力を活用する指定管理者制度を塩尻市塩嶺体験学習の家の管理等に導入することに伴い、必要な改正をします。

(2) 概要

塩尻市塩嶺体験学習の家を市長が指定する指定管理者に管理させることに伴い、指定管理者が行う業務、利用料等を規定するものです。

(社会教育スポーツ課)

【事件案件】

1 塩尻市総合計画長期戦略を定めることについて

令和6年度を始期とする第六次塩尻市総合計画の長期戦略について、「塩尻市議会基本条例」第14条の規定により、議会の議決を求めるものです。

(企画課)

2 塩尻市地場産業振興センターの指定管理者の指定について

塩尻市地場産業振興センターの指定管理者を指定することについて、「地方自治法」第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

(産業政策課)

3 塩尻市ふれあいセンターの指定管理者の指定について

塩尻市ふれあいセンターの指定管理者を指定することについて、「地方自治法」第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

(福祉課)

4 塩尻市吉田西防災コミュニティセンターの指定管理者の指定について

塩尻市吉田西防災コミュニティセンターの指定管理者を指定することについて、「地方自治法」第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

(社会教育スポーツ課)

5 松本広域連合の処理する事務の変更及び松本広域連合規約の変更について

松本広域連合広域連合長から協議を求められた同広域連合の処理する事務及び規約の変更について、「地方自治法」第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものです。

(企画課)

6 訴えの提起について

(1) 提案理由

市営住宅の明渡し等の訴えを提起することについて、「地方自治法」第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めるものです。

(2) 概要

ア 滞納家賃の額 457,300 円

イ 訴えの趣旨

相手方は、市営住宅に居住していないことが明らかであり、かつ、市営住宅の家賃を長期にわたり滞納しており、再三にわたる催告にもかかわらず、これを支払わなかったため、市営住宅の明渡し並びに滞納家賃及び損害金の支払を求める

ものです。

ウ 訴訟遂行の方針

(ア) 相手方が市営住宅を明け渡し、当該訴えに関する一切の債務を解消する旨の申入れをし、かつ、それらの履行が見込まれる場合は、和解するもの

(イ) 判決の結果、必要がある場合は、上訴するもの

(建築住宅課)

7 和解及び損害賠償の額の決定について

(1) 提案理由

和解を成立させ、損害賠償の額を決定することについて、「地方自治法」第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものです。

(2) 概要

ア 事件の概要

令和4年3月17日付け市有財産売買契約に基づき市が相手方に売却した塩尻市大字広丘野村1503番7の土地において、契約時に確認できなかった埋設物が売却後の造成工事中に発見され、その処分費用として3,080,000円を請求されたものです。

イ 損害賠償の額 1,540,000 円

ウ 和解の要旨

(ア) 市は、相手方に対し、本件の解決金として損害賠償の額を支払う義務があることを認め、令和5年12月29日限り、相手方代理人の口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、市の負担とする。

(イ) 相手方は、市に対するその余の請求を放棄する。

(ウ) 市及び相手方は、市と相手方との間には、本件に関し本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

(公共施設マネジメント課)

8 市道路線の廃止及び認定について

市道路線の廃止及び認定について、「道路法」第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものです。

(建設課)

【決算案件】

令和4年度塩尻市宗賀財産区特別会計歳入歳出決算認定について

(宗賀支所)

【予算案件】

- 1 令和5年度塩尻市一般会計補正予算（第9号）
- 2 令和5年度塩尻市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 3 令和5年度塩尻市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
(以上 財政課)
- 4 令和5年度塩尻市水道事業会計補正予算（第3号）
(上水道課)
- 5 令和5年度塩尻市下水道事業会計補正予算（第2号）
(下水道課)

【報告案件】

1 損害賠償の額の決定の専決処分報告について

(1) 報告理由

損害賠償の額の決定について、去る9月26日に専決処分したので報告するものです。

(2) 概要

- ア 損害賠償の額 34,408 円
市側の過失割合 100パーセント
- イ 事故発生日 令和5年8月31日
- ウ 事故発生場所 塩尻市大字広丘郷原
市道南熊井郷原線

エ 事故の状況

市道南熊井郷原線の草刈りをした際、草刈機が跳ね上げた小石が、当該市道で信号のため停止していた相手方自動車の右側後部ガラスを破損させてしまったものです。

(建設課)

2 損害賠償の額の決定の専決処分報告について

(1) 報告理由

損害賠償の額の決定について、去る11月1日に専決処分したので報告するものです。

(2) 概要

- ア 損害賠償の額 70,182 円
市側の過失割合 100パーセント
- イ 事故発生日 令和5年9月16日

ウ 事故発生場所 塩尻市大字広丘高出
塩尻市営野球場駐車場

エ 事故の状況

塩尻市営野球場駐車場に駐車中の自動車に、桜の枝が折れて落下し、当該自動車のボンネット等を破損したものです。

(社会教育スポーツ課)